

八坂本『平家物語』の基調

——法皇の位置をめぐつて——

鉢

木

彰

一

「平家物語」の諸本研究は、山下宏明氏の網羅的な分類に一つの到達点を示したかと思われる⁽¹⁾。所謂語り本系諸本は、従来から注目されていた灌頂巻の有無を主な基準として一方流・八坂流に二分され、八坂流はさらに五類に分類された。そこで複数本文の「取り合せ本」とされた第三類本以下の本文形成に関しては、近年池田敬子氏によつて、第一類本・第二類本と一方流本文との混態的具体的様相が指摘されつつある⁽²⁾。これらを勘案するに、八坂流諸本の個性的実態の解明の為には、まずは第一類本・第二類本を対象としての考察が求められよう。

本稿では、その内第二類本を取り上げたい。この諸本群は卷第十二の「吉野軍」等、他の「平家物語」諸本に見えない義経関係記事を持ち、その点が特に注目されてきている⁽³⁾。しかし、第二類本の全体像については、「国民文庫本（第二類本の一・筆者注）」のような筋書きに近いところまで行つてしまつた、「行きつくところ

は国民文庫本のような、小規模な源平物の完成本にあつた」という渥美かをる氏の評価や、「第一類本の後出本」「八坂流最末期の本文」という山下氏の位置付けのごとく、本文上の系譜関係を想定した上ででの後出性の指摘に止まつていいようである。以来さほど顧みられることのなかつた第二類本だが、従来の指摘以外にもその評価に際して注目すべき叙述が少なからず存するようであり、それらの検討の結果次第では第二類本（更には八坂流諸本）に関する理解を改める必要性も生じてくるよう思う。

今回は、まず源氏との関係の中で、朝家の代表たる法皇が占める叙述上の位置を点検する。そもそも、源平の争いを描くにあたつて、法皇を如何に位置付けているかは、物語の叙述を成り立たせるその歴史認識とも不分離の関係にある。よつてここに第二類本の叙述の基調として存在する歴史認識の一側面が顕在化した様を見ることが可能なのではないか。最後にはその点について触れてみたい。もとより本稿での試みは第二類本のある一面を照らし出すに過ぎず、以下に考察する問題はそれぞれについて今

後の補完作業が求められよう。しかし、ここでの考察結果は、従来の第二類本理解に些か疑義を投げかけるものと考えている。

なお、論述の過程で第二類本の叙述の様相をより鮮明化させる意味から、覚一本を比較対象として掲げる。これは決して両本の系譜関係を問題にするためではなく、本文上の系譜関係を基準とした従来の諸本論の成果の相対化を意図しつつ、両本における法皇叙述の位相差の中に第二類本を定位しようとする意識的な選択である。⁽²⁾ 同様に、第二類本という諸本群の名称も採らず、以下には「八坂本」を便宜的に且つ自覺的に選択して用いることにしたい。

二

「平家物語」において源氏は、例えば「昔は源平两家朝家に召仕て、王化にも隨はず朝權を輕する者あれば、互に誠を加」(巻第一「義王」という表現に窺えるように、本来的には平家と共に朝家を守護する者として存在している。しかし八坂本と覚一本では、法皇と源氏との関係が語られる場面の叙述に差があり、それは両本で法皇が占めている位置の相違を示している。本節ではその点を主に義仲・義経・頼朝関連の記事から確認しつつ、特に法皇に主眼を置く八坂本の叙述の様相を指摘してみたい。

(イ) まず、源氏都入りと任官の叙述を取り上げることにする。巻第八冒頭、平家都落ちに先立つて都を逃れていた法皇が、義仲等の

源氏に守護されて還御する。赤から白への旗色の交替は「めづらしかりし見物」と評される。ここまででは両本ほぼ同様なのだが、その次から相違を見せることになる。法皇還御の部分から引用する。

同き廿八日に法皇都に還御なる。本曾義仲五万余騎にて供奉仕る。近江源氏山本の冠者義高、一千余騎にて白旗さゝせ先陣に候ひけり。昨日までも平家の赤旗・赤じるし京中にみちくたりしが、いつしか今日は白旗・白じるしに成にけり。此廿余年絶たりし白旗の今日はじめて都へいる。めづらしかりし見物なり。(A) 同き廿九日に行家・義仲を院の御所へめされて、(B) 平家追討の為に西国へ発向すべきよしを仰下さる。各畏て承り、次をもつて宿所もなき由を申ければ、木曾義仲には大膳の大夫成忠が宿所六条西の洞院を給り、十郎藏人行家には法住寺殿の南殿と申す萱の御所をぞ給りける。(巻第八「法皇の山門御幸」)

ここで、源氏は法皇の還御に供奉し、またその命を承る存在として描かれている。しかし傍線部に注目すれば、そのように源氏に供奉されつつ還御した法皇が一人の源氏を召集して命を下し、宿所を与えるという文脈が形成されており、この場面は法皇を中心として書かれていると言えよう。それに対してもう一つの当該部分では、まず宿所に関しては「木曾は大膳大夫成忠が宿所、六条西洞院を給はる。十郎藏人は法住寺殿の南殿と申、萱の御所をぞ給りける」とあり、義仲・行家に主眼を置いた叙述になつていて、しかも(A)の部分には行家や矢田判官代義清その他が統いて都

入りし、京中が源氏で満ち溢れた記事があり、「B」の部分には院に召された義仲・行家の詳細かつ華やかな装束が描かれている。さらに二人の召集の部分に注目するなら、覚一本は「義仲・行家」の順に名を記し、おそらく叔父・甥の関係に従つたと思われる八坂本とは順を逆にしている。二人の名の列記は両本とも常にこの順であることを考へると、僅かな相違ながらここに義仲個人に対する覚一本の関心の高さを看取することができよう。

かくて、覚一本は法皇よりも源氏に重きを置いてこの部分を叙述していると考えられるのである。続く両者の任官場面も、これと同様に理解できよう。

(八坂本)

(覚一本)

同じ九日の日、都には除日おこなはれて、木曾義仲左馬頭になつて越後をたぶ。十郎藏人行家をば備後になさる。木曾義仲越朝日の將軍といふ院宣を下され後を嫌へば伊予をたぶ。十郎藏人備後を嫌へば、備前になさる。木曾は越後をきらへば、伊豫を同き十六日に平家の一門百六十三人を殿上の御簡をけづらる。備前をたぶ。其外源氏十余人、中にも平大納言時忠・内蔵頭信基・讚岐の中将時実父子三人を受領・檢非違使・韁負尉・兵衛尉になされけり。同十六日、平家の一門百六十余人が官職を削られす。是は今度主上并に神璽・宝劍・内侍所、三種の神器を事故なふ都へかへし入奉る。其中に平大納言時忠卿・

べき由を、此卿の許へ仰下されけるによつてなり。

(名虎)

内蔵頭信基・讚岐中将時実、これ三人はけづられず。それは主上井に三種の神器、都へ帰しいれ奉るべきよし、彼時忠の卿のもとに、度々院宣を下される

によつて也。

(名虎)

傍線部に注意すれば、八坂本がこの場面を法皇を主語として叙述していることが知られる。それ故、義仲・行家は法皇に対する受動的存在に過ぎず、法皇が能動的に行動する様が描き出されている。一方の覚一本では必ずしも主語は一貫せず、八坂本と一致する所もある(傍線部)が、波線部に注目し(但し、「…これ三人はけづられず」という文の主語は、時忠父子とも法皇とも解釈可能)、またこの間に義仲が「朝日の將軍」の院宣を下された事(二重傍線部A)や、その他の源氏の勧賞の事(二重傍線部B)が書かれていることをも勘案すると、覚一本はこの場面でも法皇よりむしろ義仲ら源氏を主として叙述していると思われるのである。

統いて頼朝に目を向けてみる。文覚によつて法皇の院宣が流人頼朝にもたらされ(卷第五「福原院宣」)、それ以後頼朝が対平家行動を実行に移すという点は八坂本でも同様である。その頼朝は、巻第八で法皇から征夷將軍の院宣を受けることになる。八坂本も覚一本と同じ位置にこの記事を持つ。但し八坂本では、覚一本には見えない、次のように院宣の文面を載せていく。

其後兵衛佐手洗うがひして彼院宣をぞひらかれる。其状に

曰、

五畿内・東海・東山・北陸・山陽・山陰・南海・西海以上諸国、早頼朝の朝臣を以て征夷将軍たらしむべき事。右、左大臣專^(會)奉勅、早源の朝臣を以て諸国を静治し、宣によつて是を行者、院宣如斯。仍執達如件。

寿永式年九月の日

左大史小槻祝禱

右中弁藤原朝臣

とぞあそばされたる。

(卷第八「征夷将軍の院宣」)

傍線部からも頼朝が院宣によつて保証された存在となることが印象づけられる。八坂本では、ここに院宣の文面を載せることによって、その発令者たる法皇がこれ以後の征夷将軍頼朝の行動を根源的に支えていくという構図が、より強調されていることとなる。それは「福原院宣」において、頼朝の行動の始発に法皇の力(院宣)が働いていることとも響き合うものである。また、ここに院宣文面を載せること自体、法皇の位置付けを重視する八坂本の姿勢を示唆する現象として注目すべきであろう。

次に義経の叙述を追うことにしておきたい。卷第四「源氏捕」で名が挙がるのを除けば、卷第八「法住寺合戦」の末尾、頼朝の派遣した義仲追討軍を範頼と共に率いて上洛する場面に、義経は初めてその姿を現す(本文は後に引用)。詳しくは後述するが、八坂本では法皇の院宣を受けた頼朝の命によって義経は行動を開始することになつておらず、義経も対法皇関係について、根本的には院宣を受けた当の頼朝と同じ位置から出發していると言えよう。

上洛した義経は「まづ御所の覚束なければ」と、院の御所へ向

かう(卷第九)。その都入りは、御所を後にした義仲が引き返して

きたものと法皇側から誤解され、(a)「法皇を始奉て、公卿・殿上人や局の女房達に至まで、今度ぞ世の失はてなるべしとて、手を握り立ぬ願もましまさず」(覚一本なし)とあるように、院の御所に一時的な混乱を生むことになる。その後それは誤認と判明し、参上を告げる義経を法皇は「斜ならず御感有て」御所に召し入れる。法皇は櫛子から彼らの姿を見て「々に名乗るよう」に仰せ付けられると、義経等は名乗り、「畏る」。子細を尋ねる法皇に、「さん候」。

鎌倉の兵衛の佐頼朝、木曾が狼藉承つて⁽¹⁾、範頼・義経に六万余騎の軍兵をさし副て上せ候。……(中略)……義経はまづ御所の覚束なさに、扱參りて候」と義経は「畏つて」答え、義仲追討など容易い事と申し上げると、法皇は「斜ならず御感あつて、さらば汝やがて御所中を守護し申せよと仰」せ付ける。そして以下の文面が続く。

義経畏てうけたまはり、主従六騎御所の惣門に打立て、君を守護し奉る。是を始として十騎・廿騎・五十騎・百騎馳参る程に、ほどなく三千騎になつて、御所の四門を堅て守護し奉りけるにぞ、法皇も安堵の御心つきおぼしめす。若公卿・殿上人や局の女房達に至まで力つきてこそおもはれけれ。

(卷第九「河原合戦」)

この義経都入りの場面では、院の御所の守護に関するやりとりが一つの脈絡を形成しており(傍線部)、それが傍線部①のように御所内の混乱からの回復で結ばれることに注意したい。また、この傍線部①の表現は、この場面の冒頭で使われていた覚一本には

ない表現（a）と連動して、恰も院の御所の混乱の発生と秩序の回復という叙述枠を作っているかの如くでもある。一貫して法皇を基軸として描く八坂本の姿勢が窺えよう。と同時に、義経は法皇に対し畏まり、その命を受けて御所を守護する者として描かれるに過ぎないことも確認できるのである。一方、覚一本は最後

「ゑびす」の姿を見せ始める。そして法住寺合戦に至るのだが、その場面については次節で確認することとし、ここでは先に法住寺合戦の後、巻第九に入り、義仲が平家追討の為に西国へ発向する場面を見てみよう。

八坂本

覺一
本

義経かしこまりうけ給はツて、四方の門をかためてまつほどに、兵物共馳集ツて、程なく一万騎ばかりになりにけり。

(卷第九 河原合戦)

と、次第に膨れ上がる源氏の軍勢に視線を向けて結ぶ（傍線部②）八坂本が御所の守護に関する脈絡の中で傍線部①のように法皇以下の安堵を記して結ぶのとは明らかに叙述の指向を異にしているのである。

こうして源氏の都入りと任官の叙述を見てみると、八坂本は法皇に主眼を置きつつ、能動的に官を源氏に与える法皇の姿や、院宣が源氏の行動を保証していることを描いていることがわかる。故に源氏は法皇の従属者として、両者の関係において叙述の中心になることはない。これらのことは当該場面を源氏中心に叙述していく観一本とは一線を画しているのである。

さらに、源氏の軍勢発同の叙述に視線を移すことにする。

卷第八の義仲は都入り以来、先に見たように法皇の命に従う存
在として記されていたが、「征夷将軍の院宣」の段を境に「あら

同正月十一日、木曾左馬頭義仲
頭義仲を院の御所へめされて、
院参じて、平家追討のために西
平家追討の為に西国へ発向すべ
き由を仰下さる。木曾畏つて承
り、同十六日に門出して曉既
に打た、んとしけるに、又東國
よりの討手数万騎にて美濃国・
伊勢国に着など聞えしかば、
木曾は門出計にて、西国下向は
とゞまりぬ。
〔佐々木と権原と生致寄
摺墨をあらそふ事〕
〔佐々木と権原と生致寄
摺墨をあらそふ事〕

国へ発向すべきよし奏聞す。同
十三日、すでに門いでときこえ
し程に、東国より前兵衛佐頼朝、
木曾が狼藉しづめんとて、数万
騎の軍兵をさしのぼせられる
が、すでに美濃国・伊勢国につ
くと聞えしかば、木曾大きにお
どろき、宇治・勢田の橋をひい
て、軍兵共をわかつつかはす。
〔生ずきの沙汰〕

と梅原と生歎寄
堂をあらそふ事」

〔「生ずきの沙汰」〕

傍線部のよう、八坂本は先の任官記事と同様、ここでもます法皇を主語としており、法皇が主体的、能動的に義仲を召し、命を下している。義仲は法皇の仰せに畏まり、行動に移る。八坂本の義仲は、あくまでも法皇の命を受けて行動する将として描かれているのである。対する覚一本では、義仲の方が主体的に行動しており（波線部）、ここで法皇の存在は表面には出ない。また、八坂本にはない二重傍線部からも、覚一本はここで法住寺合戦を経

{ 65 }

た、専横的な面を押し出す義仲とそれを追討せんとする頼朝の対立を描こうとしていると解されるのである（後述）。

義経らの叙述にも、両本の間にこれと同様な相違が見られる。義経らが一谷・生田合戦へ向かう場面を八坂本から引用する。

同き正月廿九日に、都には範頼・義経を院の御所へ召されて、平家追討の為に西国へ発向すべきよしを仰下さる。おのく畏つて承り、院の御所をまかりいづ。

〔卷第九「六ヶ度合戦〕

やはり八坂本は、まず法皇が義経らを召集し下命する（傍線部）。その命を受けて、義経らは行動を始めるという形で叙述する。それに対して覚一本は、「範頼・義経院参じて、平家追討のために西国へ発向すべきよし奏聞しけるに…」と、義経らの方から行動を起こし、それに応じて法皇が命を下したという形であり、こちらでは主体的な源氏二人の姿を描いている。

さて、頼朝の叙述に関して八坂本で特徴的なのは、法住寺合戦終結後の覚一本にはない院宣の授受である。覚一本では、法皇の命を受けたわけでもない北面二人が鎌倉に下り、途中、義仲の狼藉を鎮めようとして頼朝が自発的に派遣していた範頼・義経と出会う。しかし八坂本では、この部分を以下のように描く。

① 同廿五日に、法皇、宮内判官公時を御使にて、木曾追討の院宣を鎌倉へこそくだされけれ。去程に鎌倉には、一此二三ヶ

年が間は、京都のさわぎ・国々の乱によつて公の御年貢も奉らねば其恐有」とて、公の御年貢奉らる。并範頼・義経に一千余騎をさし副て、都の守護の為に差上せられるが、尾張國

熱田の浦にて逗留あり。宮内判官熱田に下り、此由申されたりければ、範頼・義経私にてはいかにもかなふまじき由を申されければ、宮内判官同き十二月八日の日鎌倉に下りつき、木曾追討の院宣を兵衛佐に奉る。兵衛佐「全分のあらえびすを都の守護に居置て、公家・院中の御さはぎこそ大きに恐入ておぼえ候へ。さらばやがて木曾追討せむ」とて、範頼・義経に六万余騎の軍兵を差副てぞのばせられける。

〔卷第八「法住寺合戦〕

八坂本では傍線部①のよう、まず法皇が義仲追討の院宣を下す。一方頼朝は朝廷への配慮から年貢と都守護の軍勢とを上らせていたが（傍線部②）、先の院宣を受けて範頼・義経を義仲追討軍として改めて派遣する（傍線部③）。このよう八坂本では頼朝の義仲追討の行動はこの院宣から始まる形となつており、こうした頼朝は、北面二人の到着以前に「木曾が狼藉しづめむとて」（自發的に範頼・義経を派遣していた覚一本の頼朝とは大きく異なる。八坂本では平家追討のみならず、義仲追討までが法皇の院宣に始まるものとされているのである。

八坂本は、貫して法皇の命（院宣）が源氏に行動を促す形で軍勢発向記事を描いており、それぞれの場面を源氏が主体的に對平家・對義仲の行動を起す形で語り進める覚一本とは対照的である。このことは、源氏都入りと任官の場面が、先に見た如く法皇に主眼を置いた叙述で成り立つていてこととも通底していると思われる。このように八坂本には、源氏の行動を根源的に支配する法皇の姿が描き出されている。八坂本は對源氏関係における

法皇の力を意識し、その存在を要所々々で語っているのである。

三

本節では、八坂本において法皇が叙述上に占める位置とそこに内在される問題を別の面から考察するべく、卷第八「法住寺合戦」を取り上げる。予め言えども、八坂本では法皇に対する義仲の畏敬心が乱後まで保たれていることと、構成面で法皇の姿が他の記事よりも優先的に描かれていることがまず注目される。これらは前節で指摘した叙述の様相とも通じるものと思われ、以下この二点を軸に考えてみたい。

合戦は、京中の狼藉を鎮めよという法皇の言葉を義仲に伝達した鼓判官が、相手にからかわれ、義仲追討を法皇へ進言したことによつて導かれる。法皇との対峙を決意した義仲は、法住寺殿へ押し寄せて火をかける。続く鼓判官の軍の奉行らしからぬ呆気ない逃亡によって、合戦の大勢は決するわけだが、八坂本ではこの直後、まず法皇・主上の姿を追う。

去程に、法皇は煙にむせびて渡らせ給ひけるが、御輿に召れ七条を西へ御幸なる。兵共矢を射かけ奉る。公卿・殿上人「狼藉なり。一院の御幸ぞ」と仰ければ、兵共みな弓をひらめて畏る。「此陣をばたが堅めたるぞ」と仰ければ、「根井の小弥太候」と申。「さらば請取奉つて、何方へなりとも御幸なし奉れかし」と仰ければ、木曾殿畏つて承り、法皇を請取奉つて五条内裏へ御幸なし奉る。去程に、主上は御舟にめして池のみぎはに浮ばせおはしましたりける。

を、兵共矢を射かけ奉る。公卿・殿上人「狼藉なり。御座舟ぞ」と仰ければ、兵共弓をひらめて畏る。「さらば請取奉つて、何方へなり共行幸なし奉れかし」と仰ければ、木曾畏て承り、主上を請取奉つて閑院殿へ行幸なし奉る。

(卷第八「法住寺合戦」)

特に傍線部の表現から窺えるのは、義仲軍の法皇・主上に対する畏敬心である。都での狼藉の罪を一身に背負う義仲だが、結局、法皇・主上に対する畏敬心だけは持ち続けていることがここで確認される。そうした意味からすれば、八坂本では義仲に対する法皇自身の決定的な敗北は書かれていらないに等しい。また構成面から、こうした記事が八坂本では大勢決定直後に置かれていることも注目しておきたい。八坂本の関心の第一は法皇(そして主上)にあると思われる。一方、覚一本はこれを「(法皇を・筆者注)五条内裏にをしこめたてまつて、きびしう守護し奉る」、「(主上を・同)閑院殿へ行幸なし奉る。行幸の儀式のあさましさ、申すも中々をろかなり」とし、あくまでも義仲軍の狼藉として叙述している。また、八坂本とは構成も異なり、炎上する法住寺殿から鼓判官らが逃亡した後、院方敗走の様や被害者等のことが書かれ、「天台座主明雲大僧正、寺の長吏円慶法親王も、御所にまいりこもらせ給ひたりけるが、黒煙既にをしかければ」(二人の討死話)、「豊後國司刑部卿三位頼資卿も、御所にまいりこもられたりけるが、火は既にをしかけたり…」(頼資の滑稽話)と、法住寺殿の炎上に関する記事を続ける。これらの後に先のように法皇のことと記しており、覚一本が法皇に対する義仲

軍の一連の横暴を語ることに専念していることは明らかであろう。

さて乱後、義仲は敵軍の頸を河原にかけ並べさせる。そして法皇と大夫長教の歎きが続く（両本記事順同じ）。続いて覚一本は義仲へ視線を向け、院の御廄の別當に成る事→松殿の婿に成る事→四十九人の官職停止→頼朝と鼓判官との話（八坂本なし）→義仲の平家への使者派遣（八坂本なし）等々を乱後の新局面として長く記した後に、約二十日後の事として法皇の遷幸に触れる。それに対して八坂本は法皇らの歎きの後、乱後の新局面として、まず法皇・主上の遷幸の様（乱の翌々日の事とする）を語り、それから義仲による官職停止等々を続ける。ここでは先の合戦の大勢決定直後と同様、八坂本が第一に法皇らの姿を追っている点に注目したい。またその叙述も、

同^吉廿一日に法皇をば五条の内裏を出し奉つて、大膳の大夫成忠が宿所六条西の洞院へ入奉り、主上をば閑院殿を出し奉

つて、五条内裏へ行幸なし奉る。

（巻第八「法住寺合戦」）

といふもので、法皇らには配慮しつつ行動する義仲の姿がここに見出せるのである。これは覚一本の「法皇は五条内裏をいでさせ給ひて、大膳大夫成忠が宿所六条西洞院へ御幸なる」と比べても、特徴的な叙述である。⁽¹⁵⁾以上から、八坂本において義仲の法皇に対する畏敬心は法住寺合戦を経ても失われていないことが確認できよう。

ところで、このような八坂本でも、義仲の行動が朝家の敵対行為として扱われることに変わりはない。法皇は乱後「昨日のあわただしさ浅ましかりし事共」を大夫長教と語り合うし、義仲の

官職に関する専横も叙述されているのである。しかし八坂本は、覚一本ほどに法皇に対する義仲の横暴を描いてはいないということは確かである。それは八坂本が先に見た通りに、法皇に対する義仲の畏敬心を一貫して描いていることと表裏をなしていると考えられる。このように、義仲が法皇への畏敬心を失わないこと、逆に言えば法皇自身の権威は乱後も保たれていることが八坂本の特徴なのであり、その叙述の根幹に関わる問題だと思われる所以ある。

八坂本が法皇から頼朝への院宣伝達を以て乱関係話を締め括る（本文は先に引用）ことも、これと関係しよう。八坂本におけるこの院宣の意味については前節で触れた。覚一本では頼朝の自発的な義仲追討軍派遣等によって、法住寺合戦とそこから生じる頼朝・義仲関係の新局面は、一貫して二人の源氏の関係を軸に進行する。前述の通り、頼朝と義仲の対立を主に語ろうとする覚一本の姿勢は明確である。それに対して八坂本の「法住寺合戦」では、法皇に対して畏敬心を強く持ち続けた義仲が、最後に法皇が発した院宣を介して頼朝と新たに関係付けられていくわけで、法皇が担う意味は重いのである。

これも先に触れたが、八坂本ではこの後卷第九に入り、法皇が義仲を召して西国発向を命ずるという叙述が存在する。⁽¹⁶⁾ここで法皇が頼朝への院宣を発し、更に義仲には西国発向を命ずるという叙述を成り立たせ得るのは、法住寺合戦を経ても法皇の権威自体は搖るぎなく存在していることが、義仲の畏敬心によつて確認されているからに他ならない。如上、「法住寺合戦」における法

皇の位置は、源氏の行動を根源的に支配している法皇の姿を描き出しており、前節で確認したところと同じ脈絡にあるものと考えられるのである。

四

本稿では、対源氏関係の中で法皇が占める位置を確認してきた。法皇が対源氏関係において根源的にその力を發揮する形で終始語り進める八坂本は、やはりそれなりの確かな歴史認識を基調として、物語の叙述を組み立てていったものと思われる。それは、表面的には〈法皇が主体的に源氏を促し、源氏はそれに従い、支えられつつ平家を追討した〉というものであり、より本質的には、法皇を代表とした朝家中心の国家観に傾斜した歴史把握の在り方と言えよう。今回確認した、法皇の位置付けに関する八坂本の一貫した叙述の様相は、こうした歴史認識が顕在化している部分と解することができるのではないだろうか。勿論、今回は限られた範囲での考察に止まつており、本稿で提示したのはその一端しかない。しかし、法皇を軸に据える八坂本の姿勢は、対源氏関係に限らず多方面の叙述にも関わるものと言えそうなのである。八坂本の歴史認識の全体像の解明を目指した、それらの具体的な考察は別の機会に試みたいと思つてゐる。⁽²⁾

八坂本の本文については、百二十句本をその祖本と見、そこから系譜関係を想定し、ある特定の箇所を俎上に載せて、詞章の簡素化や「手際よい増補」を指摘する渥美氏の發言⁽²⁾や、或いは「何らかの形でその先行本文と考えられる屋代本」と比べて、八

坂流第一類本は「概して類集整理の傾向が顯著」であり、「第一類本に発するとと思われる類集的整理の傾向を更に強化したのが第二類本である」とする山下氏の發言⁽²⁾等があるが、それらの現象を束ねる全体の性向の把握はなされておらず、諸本系譜上の後出本とする理解でその評価は言い尽くされている感がある。つまり八坂本の部分々々での現象が全体として持つ意味を問うには至つておらず、寧ろ後出本という理解がそうした試みを無意識の内に放棄させていたのではないかとさえ思われる所以である。そこで、本稿で指摘した八坂本の叙述の様相、或いはその背後に想定した歴史認識の一貫性は、果たして従来の理解と如何に絡むのか、或いは絡まぬのかという新たな問題が生じてこよう。ここには従来の評価では律しきれないものがあるのであるのではないか。論の過程で覚一本を比較対象としたが、注(7)に触れた通り、その叙述は屋代本を含めた語り本系諸本を代表しうるものであり、本稿の考察結果はそれらの譜本間での八坂本の独自性を示唆しているのである。ここから派生して更に解明すべき課題は多いが、少なくとも、後出性の指摘で事足りりとする従来のような評価の在り方も含めて、八坂本（更には八坂流諸本）について再吟味をする必要があるのではないだろうか。

注(1) 「平家物語研究序説」（一九七一・三 明治書院）「平家物語の生

成」（一九八四・一 明治書院）

(2) 「両足院本平家物語」解説（一九八五・四 臨川書店）「城一本平家物語の本文形成について」（徳江元正氏編「室町藝術論叢」収

一九九一・十二 三弥井書店

(3)

注(1) 山下氏掲載書等。直接これを論じたものとしては池田敬

子氏「平家物語八坂流本における卷十二」〔軍記と語り物〕22 一
九八六・三三。蓮頂巻の問題等から卷第十二に触れる論は多い。

(4)

『平家物語の基礎的研究』(一九七八・七 笠間書院)

(5)

注(1)掲載書。

(6)

これは第一類本にもほぼ同様に認められるが、第二類本の方に、
より明瞭に指摘できる。但し、両者の叙述の間には微妙な差異が存

し、改めてその意味を問う必要があるうと考へ、本稿の考察対象か

らは除くこととした。

(7)

将来的には歴史叙述の位相差として定位したいと考えている。以

下の覚一本の引用は岩波旧大系本による。なお、本稿考察部分に関する、屋代本・鎌倉本・平松家本・竹柏園本・百二十句本・葉子十行本・下村時房刊本といった諸本は、覚一本に代表させ得る叙述を持つ。特に屋代本との異同を、以下必要に応じて注の形で触ることにする。

(8)

第一類本との系譜的前後関係について、現段階では自覺的に棚上げするべく、第二類本という後出的な印象を与える名称を探らず、本稿では便宜的に彰考館蔵八坂本から借用して「八坂本」とした。

なお八坂本の本文引用は国民文庫本により、私に句読点等を施した。
底本(内閣文庫蔵城方本)を参照し、一部表記を改めたところがあ

る。山下氏の分類によれば国民文庫本は第二類本B種に当たるが、同A種の京都府立総合資料館蔵本・彰考館蔵八坂本(国文学研究資料館紙焼写真本による)、B種の奥村家蔵本も参照し、本稿考察部分について同列に扱い得ることを確認した。

(9)

義仲・行家の装束描写は屋代本ではない。

(10)

八坂本卷第七「平家の一門日吉の社へ連署の願書」、卷第八「大

蛇の沙汰」、卷第八「征夷将軍の院宣」参照。屋代本は一定しない。

(11)

底本のこの一文不審。奥村家本同文。彰考館蔵本には「同き十六

日に平家の一門百六十三人の官職を留て、殿上の御簡をけづらる」とある。京都府立総合資料館蔵本は彰考館蔵本と同文。

(12)

屋代本はない。

(13)

延慶本・長門本・盛衰記はこれを「宣旨」として載せる。屋代

本・百二十句本は文面は載せないが、ここで「宣旨」を受けたとす

る。形式的には一般に官宣旨と呼ばれるものに類する(『日本古文

書学講座』第3巻 今江広道氏執筆「宣旨」の章 一九七九・八

雄山閣 等参照)。寿永二年当時、こうした宣旨が出されていない

ことは改めて言うまでもなく、これは『平家物語』の「作文」だと考へられるわけだが、注目すべきは、八坂本はこれを「院宣」とし

(覚一本等もこの点は同様)、また、その末尾に「……者、院宣如

斯。仍執達如件」という、院宣の結びとしては定型的な表現(前

掲書 橋本義彦氏執筆「院宣文書」の章 等参照)を持つことであ

る。八坂本は延慶本の類いを参照しつつ、院宣としてこれを扱うべ

く、独自に加筆したものか。その過程がどうであれ、八坂本がこれ

を意図的に院宣として位置付けようとしていた事が窺え、法皇叙述

に関する八坂本の姿勢を示唆していると言えよう。

(14)

八坂本ではこの「木曾が狼藉承つて」が、「法住寺合戦」終結後、

頼朝に院宣が渡った記事と響きあつてゐる。後述するようにこの院

宣の授受がない覚一本は、「義仲が謀叛の事、頼朝大におどろき」

とあり、院宣を巡るこうした脈絡は当然見られない。八坂本が院宣の発令者たる法皇に重きを置いて叙述を組み立てている様が、こうした所からも窺える。

(15)

屋代本は、年貢に関して傍線部②に類する頼朝の発言は載せてい

る。しかし、ここに院宣は登場しない。

(16) 発向記事はもう一つ、巻第十一「逆櫻」で義経が八島・壇浦合戦へ向かう際の叙述がある。そこでは、

元暦二年正月十日の日、九郎大夫の判官院の御所に参り、大蔵卿泰経の朝臣を以て申されけるは：（中略）：由をぞ申されける。

法皇斜ならず御感あつて、やがて院宣あそばしてぞたふだりける。

判官院宣給つて院の御所を出、諸国の侍共にむかつて宣ひけるは

：：

とあり、義経が院参することから事態が始まっていることが注目される。本稿で指摘した一貫した叙述の様相からはみ出すかに見えるが、傍線部で院宣が下った事を明記し（覚一本では不明瞭）、そこから義経の行動が始まっていることから、基本的には同列に扱い得ることを付言しておく。今回、本論文中でこの記事に触れなかつたのは、独自の義経関係記事の性格と併せて、後日別に考えたいと思つたからである。

(17) ここまでに八坂本では「畏つて承り」という表現が頻出してきた。半ば慣用句的とも取れるが、八坂本では某の仰せに対して「畏つて承り」という表現は地の文で二十九例、会話文で二例あり、その敬意の対象の内訳を度数で示すと以下のようになる（カッコは会話文の用例）。

法皇・天皇・宮…十五 御室…一 摂政・左右大臣…五 清盛…一

(一) 重盛…（二）宗盛…一 賴朝…一 義仲…一 義経…一

時政…一

一見して、圧倒的に朝家に繋がるものや摂政・大臣という朝廷の中軸に関わる者に対して使われていることが分かる。勿論語句の使用

には場面の要請があり、一概には論じられないだろうが、こうした傾向を見ると、繰り返し源氏が法皇の仰せを「畏つて承る様を描くことの意味を、八坂本の性格の問題として問うてもよいのではないかと思われる。因に覚一本では、「畏つて承り」という表現は全く例しか見られず、

法皇…四 摂政…一 賴朝…一 義経…一 清盛…（一） 重盛…一、
である。

(18) 覚一本では、ここで主上の行方は書かれない。先の主上の閑院殿への行幸の場面と同様、八坂本では法皇に限らず主上にも畏敬心を持ち続ける義仲の姿があることは、八坂本の叙述姿勢を示唆するものとして注目しておきたい。

(19) 法皇はここで頼朝と義仲を選択していることとなり、源氏に対する法皇の位置は明らかである。また、法皇のこうした姿が表現上に確かめられる点、他本に見えぬ八坂本の特徴として注目しておきたい。

(20) これは八坂本における歴史叙述の様相を問うことでもある。当然、「平家物語」に止まらず、他作品との位相も問題となる。今後の課題としたい。

(21) 注（4）掲載書。

(22) 注（1）掲載書。

(23) 例えば、覚一本の達成度が論じられ、覚一本を語り本系諸本の主流とする理解が定着している感があるが、八坂本の作品世界の解明によつて改めて覚一本の「主流性」の意味を問い合わせることにもなる